

人権施策推進関連事業 令和4年度事業実績および令和5年度事業計画一覧表

分野	事業番号	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和4年度事業内容	令和4年度事業実績	事業進捗	今後の課題(進捗が遅れた場合理由も)	令和5年度事業計画	事業継続(選択)	さまざまな人権問題(2)施策の推進方針
<b>鳥取市人権施策基本方針(第2次改訂)</b>											
全般(同和)	1	鳥取市人権情報センター補助事業	人権推進課	・公益財団法人鳥取市人権情報センターの運営補助 センターの特色である市民参画型の手法を取り入れながら、さまざまな人権問題に関する取組みを推進するとともに、人権問題の解決を図る市民運動に対する支援を行なうことにより、差別のない人権尊重都市鳥取市の実現に寄与することを目的としている。	人権に関する情報の収集・提供事業、調査・研究事業、啓発・相談事業等を実施している団体に補助金を交付することにより、様々な人権課題に対応し本市の人権啓発の推進を図る。	・センターが実施する事業である人権のつどいや各研究部会の開催、市民活動の支援、機関誌発行等に対し補助を行い、各人権課題への対応について連携を図ることで本市の人権啓発推進の取組を行った。 補助額 32,200千円	☆☆☆	今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	複雑化する人権課題に対応するよう社会情勢の変化を踏まえながらセンターと連携を図り、センターが実施する効果的効果的な運営を引き続き支援する。	継続	同和問題(2)①
全般(同和)	2	市民集会等開催事業	人権推進課	・同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決につなげ推進するよう、本市の人権啓発・教育の柱として、市民集会を開催する。 ・新市域においても各総合支所が中心となり人権集会や各人権講座を実施し市全体で人権啓発に取り組む。	「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会全体会分科会」、「各支所町民集会」を開催する。	・第48回人権尊重社会を実現する鳥取市民集会 参加者約600人。2年ぶりに開催しコロナ対策により半日開催。 ・各町民集会(国府・福部・用瀬中止) 参加者数 計408人	☆☆☆	今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会全体会分科会」、「各支所町民集会」を開催する。	継続	同和問題(2)①
全般(同和)	3	鳥取市人権教育協議会補助事業	人権推進課	・鳥取市人権教育協議会の補助 ・人権教育の推進を通じて様々な人権課題の解決を図ることを目的とする。	様々な人権課題の解決を図ることを目的に人権教育推進活動を行う団体に補助金を交付することにより、本市の人権啓発の推進を図る。	・市人数だより全戸配布、各部会活動等の実施に対し補助を行い、本市の人権啓発推進を図った。 補助額2,855千円	☆☆☆		様々な人権課題の解決を図ることを目的に人権教育推進活動を行う団体に補助金を交付することにより、本市の人権啓発の推進を図る。	継続	同和問題(2)①
全般(同和)	4	市人権啓発推進協議会連合会補助金	人権推進課	・鳥取市人権啓発推進協議会連合会の補助 ・同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向けて、地域に根差した人権教育をさらに推進していく。	・連合会の活動に対して補助することにより、各地区同推進協会の諸活動を充実させ、市全体の人権啓発を推進していく。 ・各地区同和教育推進協議会等への活動助成 ・地区人権啓発推進員の育成・各ブロックの研修会	・各地区同推進協会の活動助成 52地区 ・地区人権啓発推進員対象全体研修 参加者数延べ267人 ・各ブロック全体研修会 10ブロック実施	☆☆☆		・連合会の活動に対して補助することにより、各地区同推進協会の諸活動を充実させ、市全体の人権啓発を推進していく。 ・各地区同和教育推進協議会等への活動助成 ・地区人権啓発推進員の育成・各ブロックの研修会	継続	同和問題(2)②
全般	5	地区公民館生涯学習事業(人権啓発事業)	生涯学習・スポーツ課	地域の中で暮らし共に生きるための人権尊重の意識を高めることを目的に、人権啓発推進事業を実施する。 ・地区公民館62館(内分館1館)の事業費	地域の人材を育てるひとつの目的に、地域の人々が集い交流し合う機会を充実させる。各地区公民館にて計画及び実施 ・人権を総合的に学ぶ事業 ・人権行事への参加 ・個別の人権課題に対しての正しい知識を身につける学習機会の提供 ほか	今年度は昨年度以上にコロナ感染が拡大したが、ウィズコロナの考えが浸透し、感染防止対策を取りながら、各地区公民館が地域の実態に応じた人権啓発推進事業を実施することができた。 事業開催数 延べ161件 参加人数 延べ3,125人	☆☆☆	コロナ前のように戻していくためにも、各地区公民館において、幅広い世代層が人権啓発推進事業に参加していただけるような取組を図ってきたい。	地域の人材を育てるひとつの目的に、地域の人々が集い交流し合う機会を充実させる。各地区公民館にて計画及び実施 ・人権を総合的に学ぶ事業 ・人権行事への参加 ・個別の人権課題に対しての正しい知識を身につける学習機会の提供 ほか	継続	-
全般	6	人権に関する職員研修	職員課	職員一人ひとりが人権に関する正しい理解と認識を深め、相手の立場を尊重し、差別のない職場や社会を目指す。	・人権とつどい講座に計画的(対象:主事級職員)に参加受講する ・ハラスメント防止研修は新任管理職と係長級職員、ハラスメント防止委員を対象に実施予定	・人権とつどい講座 参加者41名 ・ハラスメント防止研修 対象:各所属長、課長補佐級及び主任級職員、ハラスメント防止委員	☆☆☆	今後も人権に関する研修の機会を提供し、職員の人権に対する意識の高揚に努めます。	・人権とつどい講座に計画的(対象:主任級職員)に参加受講する ・ハラスメント防止研修は所属長と主任級職員で未受講の者、ハラスメント防止委員を対象に実施予定	継続	ハラスメント(職場における)に関する人権問題(2)
全般(同和)	7	人権福祉センター地域福祉事業	中央人権福祉センター	・様々な生活課題を抱える人、社会的孤立の状態にある人に対して社会参加を促す活動を行い福祉の増進を図る。 ・併せて地域福祉を担う人材を育成する。	・主に高齢者や障がい者等を対象に、日常生活訓練、社会適応訓練、創作・軽作業、介護技術指導等を実施する。 ・地域福祉デザイナーサービス、家族介護講座、手話教室等 ・傾聴力養成講座等	・生活上の課題を抱え社会的支援が必要な高齢者及び障がい者等を対象に当事業を実施し、参加者の自立や生きがいを高める活動を図った。 講座開催回数 計395回 参加人数 計5,369人	☆☆☆	・利用者や地域のニーズを把握し、事業に反映させるように努める。	・主に高齢者や障がい者等を対象に、日常生活訓練、社会適応訓練、創作・軽作業、介護技術指導等を実施する。 ・地域福祉デザイナーサービス、家族介護講座、手話教室等 ・傾聴力養成講座等	継続	同和問題(2)②
全般(同和)	8	人権福祉センター地域交流促進事業	中央人権福祉センター	地域住民のニーズを的確に把握し地域課題の解決のため、より効果的な地域交流が図られる講座を実施し、地域住民相互の理解と交流を一層促進する。	・人権と福祉のまちづくり講座 ・地域交流促進講座	・地域住民のニーズの把握に努め、効果的な地域交流を図ることができた講座を実施。 講座開催回数 計235回 参加人数 計3,497人	☆☆☆	・地域の課題やニーズを把握し、事業に反映させるように努める。	・人権と福祉のまちづくり講座 ・地域交流促進講座	継続	同和問題(2)②
全般(同和)	9	人権福祉センター継続的相談援助事業	中央人権福祉センター	・複合的に困難を抱える人に対し、専門相談員が継続的・個別的・包括的な相談支援を実施する。 ・センター来所者への情報提供や訪問活動により、社会的支援が必要な対象者の早期発見、支援を行う。	・センター利用者への情報提供、訪問活動等 ・専門相談事業(カウンセラー・弁護士)	・人権福祉センター利用者への情報提供や訪問活動等(アウトルーチ)により、生活上の課題を抱え社会的支援が必要な対象者の発見・支援とともに、適切に専門家(カウンセラー、弁護士)に繋ぐなどのコーディネートを行った。相談支援573件	☆☆☆	・社会的に孤立している方を、地域住民との協働により早期に把握できるように努める。	・センター利用者への情報提供、訪問活動等 ・専門相談事業(カウンセラー・弁護士)	継続	同和問題(2)④
<b>第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン(R3~R7)</b>											
男女共同参画	10	男女共同参画登録団体補助事業	男女共同参画課	登録団体が行う男女共同参画推進に関する広報・研修等の活動支援。	男女共同参画登録団体への活動費補助(予算額:570千円)	事業実績:延べ9団体、11事業に計456千円補助	☆☆☆	登録団体の自主的な活動を促すツールの一つとして活用してもらうため、より多くの団体への周知・利用を図っていく必要がある。	登録団体が行う男女共同参画推進に関する広報・研修等の活動費を補助(予算額:570千円)	継続	男女共同参画に関する人権問題(2)④
男女共同参画	11	男女共同参画啓発講座開催事業	男女共同参画課	男女共同参画の推進に関する啓発講座の実施	鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」を拠点とする啓発講座の開催	26講座計画中、24講座開催 延べ参加人数:651人、うち因幡・但馬鯉鱈のまち連携中核都市圏域内でのオンライン参加者8名を含む。 また、八頭町、岩美町がGATVで3講座を収録、放映した。	☆☆☆	受講を希望する市民に対し、講座の開催案内を的確に伝えていく取り組みを工夫・実施していく必要がある。 また、引き続き参加者のアンケート結果などを参考に市民のニーズを的確に把握していく。	第4次鳥取市男女共同参画かがやきプランに沿った内容を中心として約27講座実施予定	継続	男女共同参画に関する人権問題(2)⑥
男女共同参画	12	女と男とのハーモニーフェスタ事業	男女共同参画課	女性の積極的な社会参画意識の高揚と男女共同参画に関する市民の意識啓発を図る。	以下の内容で実施予定 日時:令和4年10月1日(土) 場所:男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」(丸百百貨店5階) 内容:講演、ワークショップ等	以下の内容で実施 日時:令和4年10月1日(土) 場所:男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」(丸百百貨店5階) 内容:講演、ワークショップ等	☆☆☆	若い世代の参加を促す企画を立案し、次世代へ活動をつなぐ仕掛けづくりが求められるとともに男女共同参画センターの存在を周知することを目的とする。	以下の内容で実施予定 日時:令和5年10月1日(日) 場所:丸百百貨店5階 内容:講演、ワークショップ等	継続	男女共同参画に関する人権問題(2)①
男女共同参画	13	家庭・婦人相談員設置事業	こども家庭相談センター	家庭内の問題について相談・支援を行い、安全・安心な生活の確保、児童の健全な育成を促す環境を提供する。	専任の職員を配置し、面接、電話、訪問等による家庭・女性相談を実施する。	・専任相談員3名を配置し、家庭内の問題(DV相談、養育相談など)について、相談・支援を行った。 相談件数 延べ1,276件	☆☆☆		専任の職員を配置し、面接、電話、訪問等による家庭・女性相談を実施する。	継続	男女共同参画に関する人権問題(2)⑦
<b>第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画(R3~R5)</b>											
障がい	14	相談支援事業	障がい福祉課	市内6箇所の指定相談支援事業所に本市の相談支援事業を委託し、障がいのある人が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う体制を整備し、障がいのある人の地域生活の定着及び移行を積極的に推進する。	基幹相談支援事業所1か所及び8か所の指定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がいのある方の生活支援や就労支援のための障害福祉サービス等に関する情報提供やアドバイスなどを実施する。	相談対応件数 31,596件(指定相談支援事業所8か所)	☆☆☆	サービス等利用計画作成者数は年々増加傾向であり、それに伴い一般相談対応や困難ケース対応等が増えていることが想定される。今後相談支援業務の委託人数の増員検討が必要となることと想定される。	基幹相談支援事業所1か所及び7か所の指定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がいのある方の生活支援や就労支援のための障害福祉サービス等に関する情報提供やアドバイスなどを実施する。	継続	障がいがある人の人権問題(2)②
障がい	15	重度障がい者(児)タクシー料金助成事業	障がい福祉課	重度障がい者の日常生活の利便向上と社会参加の拡大を支援するため、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付し、障がい福祉の増進を図る。	引き続き、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で所得税及び住民税非課税の者を対象として、月4枚(申請月に応じて交付)1枚あたり、初乗り運賃相当額(650円を限度)	交付件数:1,104人 利用枚数:17,022枚(4/1時点報告枚数)	☆☆☆	対象範囲の拡大・所得制限の緩和について市民の方からの相談が多々あり。現時点では具体的な見直しを行っていないが他市の動向や今後の情勢によって検討が必要になる可能性あり。	引き続き、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で所得税及び住民税非課税の者を対象として、月4枚(申請月に応じて交付)1枚あたり、初乗り運賃相当額(650円を限度)	継続	障がいがある人の人権問題(2)③
障がい	16	障がい者成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方など判断能力が十分でない人が、一方的に不利な状態にならないよう、裁判所から選任された人(成年後見人等)が本人に代わって保護し本人の権利を守る。	・市長が家庭裁判所に成年後見の開始を申し立てる。 ・被後見人が資力のない場合に後見人報酬を助成する。 ・鳥取市権利擁護支援センターの運営補助	市長申立件数 4件 成年後見報酬助成件数 47件(延 48件) 申立て費用助成 1件	☆☆☆	市長による後見申立ては、年度により増減あり。成年後見報酬助成件数は、年々増加傾向あり。申立て費用助成は年度により増減あり。	・市長が家庭裁判所に成年後見の開始を申し立てる。 ・被後見人が資力のない場合に後見人報酬を助成する。 ・鳥取市権利擁護支援センターの運営補助	継続	障がいがある人の人権問題(2)③

分野	事業番号	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和4年度事業内容	令和4年度事業実績	事業進捗	今後の課題(進捗が遅れた場合理由も)	令和5年度事業計画	事業継続(選択)	さまざまな人権問題(2)施策の推進方針
<b>第2期鳥取市子どもの未来応援計画(R4~R8)</b>											
<b>第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画(R2~R6)</b>											
子ども	17	地域子育て支援センター管理費(子育て相談事業)	幼児保育課	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。来所、電話での相談・援助を随時実施し、必要に応じて関係機関との連携を図る。	・子育て等に関する相談、援助の実施 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	鳥取市 子育て支援センター 14施設(内1施設休園) 延べ利用者数 38,880人	☆☆☆		・子育て等に関する相談、援助の実施 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	継続	子どもの人権問題(2)①
子ども	18	子どもの貧困対策推進事業	こども未来課	家庭の経済的な環境によって左右されることなく、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困に対する「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を行っている関係部署・機関等が連携して、子どもの貧困対策の総合的な推進を図る。	・「鳥取市子どもの未来応援計画」に基づき、子どもの貧困対策推進コーディネーターを中心に、関係機関等と連携を図りながら、子どもの貧困対策に取り組む。 ・子どもの貧困対策地域協議会、子どもの貧困対策推進庁内連絡会を開催し、第2期鳥取市子どもの未来応援計画の推進を図る。	・鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会の開催1回 ・鳥取市子どもの未来応援地域協議会の開催1回 ・推進コーディネーターによる小学校・第3の居場所等訪問活動 延べ53件、関係機関との調整等129件 ・第2期鳥取市子どもの未来応援計画について、子どもの貧困対策地域協議会、子どもの貧困対策推進庁内連絡会において推進を図った。 ・子どもの貧困対策研修会を実施14名参加	☆☆☆	支援を必要としている子ども、保護者に適切な支援が届けられるよう、関係機関のネットワーク強化が必要であり、引き続き連携強化に努めていく。	・「鳥取市子どもの未来応援計画」に基づき、子どもの貧困対策推進コーディネーターを中心に、関係機関等と連携を図りながら、子どもの貧困対策に取り組む。 ・子どもの未来応援地域協議会、子どもの貧困対策推進庁内連絡会を開催し、関係機関との連携を図る。 ・鳥取市子ども第3の居場所事業を実施する。	継続	-
子ども	19	子どもの居場所づくり推進事業費	中央人権福祉センター	民間団体が実施する「こども食堂」の立ち上げや運営の支援	・こども食堂の立ち上げに係る経費の補助 ・こども食堂の運営に係る経費の補助	市内のこども食堂22箇所、内補助金交付20食堂 中学校区充足率 76.5%(13/17校区)	☆☆☆	・すべての中学校区でのこども食堂が実施できるように努める。	・こども食堂の立ち上げに係る経費の補助 ・こども食堂の運営に係る経費の補助	継続	子どもの人権問題(2)⑨
子ども	20	子ども家庭支援事業	こども家庭相談センター	児童虐待防止のため関係機関と連携することにより、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応・支援に取り組む。	児童福祉法に基づく「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報交換や役割分担等の調整を行うことにより、児童虐待防止の支援・対策等の検討を行う。	児童家庭相談に応じるとともに、虐待の未然防止及び早期発見、並びに要保護児童等に対する支援を関係機関と連携して行った。 ・要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1回 ・要保護児童対策地域協議会 実務者会議 7回 ・要保護児童対策地域協議会 個別支援会議 190回	☆☆☆		児童福祉法に基づく「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報交換や役割分担等の調整を行うことにより、児童虐待防止の支援・対策等の検討を行う。	継続	子どもの人権問題(2)③
子ども	21	子育て短期支援事業	こども家庭相談センター	保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、夜間や休日、また平日の日中(一時的に)、子育てができない場合、児童養護施設において預かりを実施し、保護者の負担軽減を図る。(鳥取こども学園、青谷こども学園に委託して実施)	保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、養育が困難となった場合、児童養護施設において以下の預かり事業を実施し、保護者の負担軽減を図る。 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業 ・平日日帰りステイ事業	様々な事情で、家庭での養育が困難な保護者の負担軽減を図るため、児童福祉施設において一時的な短期預かりを行った。 ・ショートステイ事業 延べ231人 ・トワイライトステイ事業 延べ115人 ・平日日帰りステイ事業 延べ30人	☆☆☆		保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、養育が困難となった場合、児童養護施設において以下の預かり事業を実施し、保護者の負担軽減を図る。 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業 ・平日日帰りステイ事業	継続	子どもの人権問題(2)①
子ども	22	魅力と徹底の学力向上推進事業	学校教育課	児童・生徒の基礎・基本事項の定着のため、地域の人材を活用しながら進める「基礎学力定着支援事業」により、「家庭や地域との連携」を図りながら学力向上に努めている。	「魅力と徹底の学力向上推進事業」の一環として「基礎学力定着支援事業」を実施する。全小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に、授業後下校までの時間及び長期休業等を利用して基礎学力の定着支援を図る。定着支援者の選定にあたっては、中学校区における人材の連携や地域との連携を積極的に進める。	基礎学力定着支援者を各学校に配置し、児童生徒の基礎的な学習内容及び学習習慣の定着を図った(定着支援者138名、対象児童生徒3,230名、実施回数2,369回)。また、外国籍等日本語教育の必要な児童生徒に対して、日本語の指導はもとより各教科における理解をより深めるための指導をあわせて行うことで、学力の定着を図った(定着支援者2名、対象児童生徒2名、実施回数18回)。	☆☆☆	地域の人材を発掘すること、中学校区における人材の連携も積極的に進める。	基礎学力定着支援者を全小・中・義務教育学校に配置し、授業後下校までの時間及び長期休業等を利用して学習指導等を実施する。授業中に学級担任及び教科担任と連携して学習指導等を実施することも可とする。また、日本語指導が必要な外国籍等の児童生徒に対する、日本語指導と合わせた学習指導等も引き続き実施する。	継続	子どもの人権問題(2)④
子ども	23	児童生徒支援事業	総合教育センター	専門家の活用により、不登校の未然防止や不登校及び不登校傾向の解消に向けた取組を行う。 ①不登校対策専門委員会を開催し、対策事業を推進する。 ②希望に応じて不登校対策専門委員会の委員を学校に派遣し、助言や支援を行う。	・不登校対策専門委員会の実施 ・アドバイザーによる助言指導	・不登校対策専門委員会 2回実施 ・アドバイザーによる助言指導 1回実施	☆☆☆	アドバイザー派遣事業については、より活用が進むよう効果的な啓発の在り方を検討したい。	・不登校対策専門委員会の実施 ・アドバイザーによる助言指導	継続	子どもの人権問題(2)⑧
子ども	24	人権教育推進事業(人権教育研究推進事業)	学校教育課	人権意識を培うための学校教育の在り方について、指定校による実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。	文科省が指定する学校がなく、事業予定なし。				事業予定なし。	廃止	-
子ども	25	人権教育推進事業(いじめ防止教育推進事業)	総合教育センター	すべての学校教育関係者が学校現場で起こるいじめ問題について適切に対応できるよう、いじめ防止教育の効果的な取組について検討し、資料や研修を通じて学校現場を支援する。また、いじめ防止教育プログラムをもとに、小・中・義務教育学校にいじめ防止教育を推進する。	学校現場で起こるいじめ問題について、すべての学校教育関係者が適切に対応できるようにするため、いじめ防止教育の効果的な取組について検討し、資料や研修を提供することによって学校現場を支援する。「いじめ防止対策ハンドブック」をもとに、小・中・義務教育学校のいじめ防止教育を推進する。	「鳥取市Smileプロジェクト」を通して、いじめ防止教育の取組を全校で実施した。	☆☆☆	「鳥取市Smileプロジェクト」等で取り組まれた児童生徒の自発的・自治的な活動を広く保護者や地域にも伝え、共にいじめについて考える機会を設けるようにしていきたい。	学校現場で起こるいじめ問題について、すべての学校教育関係者が適切に対応できるようにするため、いじめ防止教育の効果的な取組について検討し、資料や研修を提供することで学校現場を支援する。「いじめ防止対策ハンドブック」をもとに、小・中・義務教育学校のいじめ防止教育を推進する。	継続	子どもの人権問題(2)⑥
<b>第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(R3~R5)</b>											
高齢者	26	高齢者介護予防支援バス運行事業	長寿社会課	高齢者の生きがいづくりや地域交流の促進を図るため、高齢者の団体に対して高齢者バスを運行する。	・市社会福祉協議会にバスの運営を委託し、平日の日帰りできる範囲のバス運行を実施。	・高齢者の生きがいづくりや地域交流の促進を図るため、高齢者の団体に対して高齢者バスを運行した。 運行回数 338回 利用人数 4,960人	☆☆☆		高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業 高齢者の生きがいづくりや地域交流の促進を図るため、高齢者の団体に対して高齢者バスを運行する。	新規	高齢者の人権問題(2)⑧
高齢者	27	公共交通機関利用助成事業	長寿社会課	高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動、研修会等に参加するための貸し切りバス等を利用する際に運賃を助成する。	・高齢者団体が公共交通機関・貸し切りバスを利用する際の運賃助成(上限7万円)	・高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動、研修会等に参加するための貸し切りバス等を利用する際に運賃を助成した。 利用件数 64件 利用人数 1,515人	☆☆☆		高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業 高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動、研修会等に参加するための貸し切りバス等を利用する際に運賃を負担する。	新規	高齢者の人権問題(2)⑧
高齢者	28	介護予防教室事業	長寿社会課	介護予防などを目的とした運動教室等の開催	・介護予防などを目的とした運動教室等の開催 ・介護予防出前講座の委託事業者の増加 ・新型コロナウイルスへの感染予防対策を徹底し継続実施	・講座を受託した委託事業者 12者 ・地域の高齢者等を対象に、健康教育の実施やパンフレット配布等を行い、介護予防に関する基礎的な知識について普及啓発をした。 開催回数 回 参加者数 延べ 人	☆☆☆	※開催回数、参加者の実績は保健所の実績も合わせた数になっており、毎年5月の実績報告に合わせてとりまとめをしています。実績数わかり次第報告させていただきます。	・介護予防などを目的とした運動教室等の開催 ・介護予防出前講座の委託事業者の増加 ・新型コロナウイルスへの感染予防対策を徹底し継続実施	継続	高齢者の人権問題(2)③
高齢者	29	認知症地域支援・ケア向上事業	長寿社会課	認知症地域支援推進員を中心に、地域における認知症の方とその家族に対する支援体制の構築を図る	・認知症地域支援推進員の配置拡充 ・認知症への理解を深める啓発活動の実施 ・認知症本人の社会参加支援や本人発信の支援 ・認知症の方やその家族を支援する体制の強化 ・認知症カフェの開設や運営に対する支援	・認知症地域支援推進員9名配置 ・認知症への理解を深める啓発活動を17回実施。延685人参加。 ・認知症本人相談員によるピアサポート「おれんじドアとっとり」を1回実施、家族介護相談員によるピアサポート「認知症介護家族の集い」を1回実施 ・新規カフェの開設2か所、連絡会・研修会の実施	☆☆☆	・推進員未配置包括への推進員への設置 ・鳥取市認知症本人大使「希望大使」の周知拡大 ・認知症の本人と協働した啓発活動の実施拡大 ・ピアサポートの充実	・認知症地域支援推進員の配置拡充 ・認知症への理解を深める啓発活動の実施 ・認知症本人の社会参加支援や本人発信の支援 ・認知症の方やその家族へのピアサポートの充実 ・タブレットも活用した認知症カフェの実施や運営に対する支援	継続	高齢者の人権問題(2)⑥
高齢者	30	生活支援体制整備事業	長寿社会課	高齢者の社会参加の促進と地域における生活支援サービスの提供体制の確保	・生活支援コーディネーター7名配置 ・個別事例への介入による地域とのかかわりや多職種間連携 ・「鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会」の開催 ・「暮らしを考える会」(住民説明会)の実施	・生活支援コーディネーター7名配置 ・個別事例への介入による地域とのかかわりや多職種間連携 ・「暮らしを考える会」(住民説明会)の実施(各地区3回)	☆☆☆		・個別事例への介入による地域とのかかわりや多職種間連携 ・「鳥取市地域共生社会ケアシステム推進連絡会」の開催 ・住民説明会の実施	継続	高齢者の人権問題(2)④
高齢者	31	認知症成年後見制度利用支援事業	長寿社会課	成年後見制度が必要な人で親族等の申立がない場合に、鳥取市長が申立人となり、成年後見制度の申立を行う。 ・成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所への後見等の申立に必要な費用を負担することが困難な人に対し、申立費用を助成する。 ・成年後見制度を利用されている方で、経済的な理由により本人の財産から後見報酬を支払うことが困難な方に対し、後見報酬の全部又は一部を助成する。	・成年後見制度市長申立を行う。 ・登記手数料、鑑定費用などの申立費用の全部又は一部を助成。 ・後見報酬の全部又は一部を助成。	・成年後見制度の利用に際して、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、申立費用や報酬を負担した。 申立件数 35件 申立費用助成 36件 報酬助成件数 97件	☆☆☆		成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度市長申立を行う。 ・登記手数料、鑑定費用などの申立費用の全部又は一部を助成。 ・後見報酬の全部又は一部を助成。	継続	高齢者の人権問題(2)⑤
高齢者	32	市民後見人養成事業	長寿社会課	成年後見制度を適切に利用できる環境の確保を目的に市民後見人を養成する	・受講者増加に向けた取り組み ・受講修了者への活動支援	・専門職以外の一般市民に養成研修を行い、市民後見人として活動ができる人を育成した。 ・市民後見人候補者名簿新規登録者 3人	☆☆☆	・受講者増加に向けての広報や講座の見直し	・受講者増加に向けた取り組み ・受講修了者への活動支援	継続	高齢者の人権問題(2)⑤

分野	事業番号	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和4年度事業内容	令和4年度事業実績	事業進捗	今後の課題(進捗が遅れた場合理由も)	令和5年度事業計画	事業継続(選択)	さまざまな人権問題(2)施策の推進方針
<b>鳥取市多文化共生推進プラン(R3~R8)</b>											
外国人	33	国際交流プラザ運営事業(在住外国人支援事業)	文化交流課	国際交流プラザが在在外国人が安心して生活するための相談や、リサイクル日用品の提供等の支援を行う。 ・在住外国人と地域住民との交流機会を設けるためのイベント等を実施する。 ・日本語を十分に理解できない外国人住民への日本語指導等を行う。	・国際交流プラザの紹介パンフレットを作成、配布 ・日本語指導ボランティア登録者への活動支援 ・にほんごカフェの実施	・外国人住民相談件数(国際交流プラザ) 81件 ・日本語指導ボランティアの集い コロナウイルスにより中止 日本語指導ボランティア活動者 45名 ・にほんごカフェ 年4回 参加38名	☆☆	在住外国人支援について、必要な支援内容を精査し今後の実施内容を検討していく必要がある。	・国際交流プラザの紹介パンフレットを作成、配布 ・日本語指導ボランティア登録者への活動支援 ・にほんごカフェの実施	継続	外国人の人権問題(2)③、④
外国人	34	国際交流プラザ運営事業(市民国際理解推進事業)	文化交流課	在住する日本人と外国人が相互に国際理解を深め国際交流を促進することで、住民の意識向上と地域の国際化の推進を図る。国際交流員が公民館等に出向き国際理解講座を開催し、文化や習慣について紹介する。	・外国語講座の開催 ・国際理解講座、交流イベントの開催 等	・語学講座、年3講座 29回 参加50名 ・イースター親子イベント 1回 参加17名 ・国際クッキング教室、年2回 参加30名 ・国際交流員講演 4回 57名参加 ・「浴衣着付け教室」1回 6名 ・「茶道教室」1回 10名 ・多文化交流フェスタ 1回 400人	☆☆☆	概ね計画通りに事業を実施できた。今後も充実をはかりながら継続していく。	・外国語講座の開催 ・国際理解講座、交流イベントの開催 等	継続	外国人の人権問題(2)①
外国人	35	国外情報発信事業	文化交流課	・国際交流員の配置による国際交流業務の円滑な推進を図る ・地域での国際理解講座、語学講座に国際交流員を派遣し、国際理解を推進する。	ドイツ、中国、韓国の国際交流員を各1名ずつ配置	・ドイツ、中国、韓国の国際交流員を1名ずつ配置 ・国際交流員の外部派遣実績 65回 ・参加者数 908人	☆☆☆	徐々にコロナ感染症拡大前の水準に戻っている。今後は、感染症の収束を見こした、派遣方法をとることで、さらなる国際理解の醸成を図る。	ドイツ、中国、韓国の国際交流員を各1名ずつ配置	継続	外国人の人権問題(2)①
外国人	36	中央人権福祉センター地域福祉事業【令和4年度新規事業】	中央人権福祉センター	様々な生活課題を抱える人に対し、アウトリーチによる相談支援を進め、社会的孤立状態にある人の自立と社会参加を促す。	・日本語を母語としない方を対象にして日本語教室を実施	・月4回の定例実施 ・コロナ禍において経済的困窮にあった教室生を支援につなぐことができた。	☆☆	・参加者を増やすよう周知に努める。	・地域日本語教室支援事業の実施	継続	外国人の人権問題(2)③、④
<b>鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画(R2.3制定)</b>											
病気	37	感染症対策推進事業	保健所保健医療課	感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供を図る。また、感染症の発生動向を調査し、感染拡大の兆候を察知し適切な予防活動を実施する	・診査協議会の開催 ・感染症患者の医療費公費負担 ・各種啓発	・診査協議会の開催:感染症診査協議会24回、結核部会20回 ・感染症患者の医療費公費負担:随時 ・各種啓発:通年	☆☆☆	特になし	・診査協議会の開催 ・感染症患者の医療費公費負担 ・各種啓発	継続	-
病気	38	結核予防対策事業	保健所保健医療課	結核の予防・拡大防止を図り、また結核患者に適正な医療を提供するため、研修啓発事業、結核医療費の公費負担、服薬支援を行う	・接触者検診、管理検診の実施 ・医療費の公費負担 ・服薬支援の実施	・従事者研修の開催:未実施 ・接触者検診、管理検診の実施:随時 ・医療費の公費負担:随時 ・服薬支援の実施:随時	☆☆☆	新型コロナウイルス感染症の影響により、医療従事者研修が実施できていないが、ノウハウの蓄積のためには研修は必要だと考えているため、今後の実施について検討が必要	・接触者検診、管理検診の実施 ・医療費の公費負担 ・服薬支援の実施	継続	-
病気	39	がん医療提供体制整備事業	保健所健康・子育て推進課	抗がん剤による脱毛や乳がん手術による乳房切除など、がん治療による外見上の変容に対するがん患者の心理的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図る	ウィッグ(かつら)及び補正下着などの購入費助成、脱毛対策ケア用品等について随時申請受付	申請件数87件(ウィッグ55件、補正下着12件、脱毛予防用品20件) うち鳥取市67件(ウィッグ44件、補正下着9件、脱毛予防用品14件) うち東部4町分20件(ウィッグ11件、補正下着3件、脱毛予防用品6件)	☆☆☆		ウィッグ(かつら)及び補正下着などの購入費助成、脱毛対策ケア用品等について随時申請受付	継続	-
<b>鳥取市地域防災計画(R3.修正)</b>											
災害時	40	総合防災対策事業	危機管理課	市民への防災情報提供体制の充実、市民、地域、事業所、行政等の連携による「自助」、「共助」、「公助」の体制整備	・防災アプリの開発・普及、防災ラジオの普及・促進 ・ラジオ・テレビ等広報媒体を使つての防災情報発信 ・災害時応援協定の拡充 ・地区防災マップの作成支援	・防災アプリの開発・普及 DL4,951数 ・防災ラジオの普及促進 販売台数 539台 ・ラジオ・テレビ等広報媒体を使つての防災情報発信 1,107回	☆☆☆	防災アプリ、防災ラジオの普及・促進する。	・防災アプリの開発・普及・促進 ・防災ラジオの普及・促進 ・災害時応援協定の拡充 ・地区防災マップの作成支援	継続	災害時における人権問題(2)①
災害時	41	自主防災会関係事業	危機管理課	各地域自主防災会の活動を支援することにより、災害時に必要とされる「共助」の強化を図るとともに、活動を通じて市民の防災意識向上(自助)に繋げていく。	・防災指導員・防災リーダー育成・支援 ・自主防災会の訓練・研修支援	・防災リーダー育成 7人 ・フォローアップ研修 2回 延べ220人受講 ・自主防災会の訓練・研修 605回実施 ・男女共同参画センターでの防災基礎講座開催 2回	☆☆	R4年度はコロナ禍により防災リーダー養成研修の実施が出来なかった。令和5年度以降訓練・防災講習等の実施を促進する。	・防災指導員・防災リーダー育成・支援 ・自主防災会の訓練・研修支援 ・男女共同参画センターでの防災基礎講座開催	継続	災害時における人権問題(2)③
災害時	42	避難行動要支援者支援制度普及促進事業	地域福祉課	地震や洪水などの災害時において、障がいのある方、ひとり暮らしの高齢者などの要支援者が、地域の「共助」により支援を受けられる体制づくりの推進を図る。	要支援対象者の範囲を絞り込んだ「避難行動要支援者名簿情報」を作成し、この名簿情報を地域の支援組織(自治会、自主防災組織、民生児童委員、地区社会福祉協議会等により構成された組織)に提供し、要支援者の存在を認識していただくとともに、対象者に対して制度への登録勧奨を行っていただく。	・避難行動要支援者対象者名簿情報を作成して地域支援組織に提供し、地域の共助による要配慮者の避難支援を行った。	☆☆☆	避難に支援を要する方が、スムーズに避難できるような、今後も、個別避難計画作成を推進する必要がある。	要支援対象者の範囲を絞り込んだ「避難行動要支援者名簿情報」を作成し、この名簿情報を地域の支援組織(自治会、自主防災組織、民生児童委員、地区社会福祉協議会等により構成された組織)に提供し、要支援者の存在を認識していただくとともに、個別避難計画の作成に取り組み、また、令和5年度より、避難に支援を要する方に身近な福祉専門職(介護支援専門員・相談支援専門員)に個別避難計画の作成を委託する。	継続	災害時における人権問題(2)②
災害時	43	災害時における支え愛地域づくり推進事業	地域福祉課	支え愛マップづくりを通じた町内会、集落単位で取り組む災害時の要支援者避難体制及び平常時の見守り体制の構築を支援することにより、身近な地域で安全安心な生活基盤の整備を行う。	県と協調し、引き続き支え愛活動への支援をしていく。	支え愛マップを制作した市内の自治会(2カ所)、自主防災会(2カ所)に対し鳥取市社会福祉協議会を通し、交付金を助成。 各 25,000円 計 100,000円	☆☆☆	地域における避難体制づくりのため、引き続き支援に努める。	県と協調し、引き続き支え愛活動への支援をしていく。	継続	災害時における人権問題(2)②
<b>第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画(R3~R7)</b>											
自死	44	自死対策強化事業	保健所保健医療課	・こころの健康の保持増進を図り、自死予防につなげるために、地域等に出向き、講話等を実施する。 ・自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)の啓発強化	・ゲートキーパー養成講座の開催 ・心の健康や自死予防に関する研修会の開催 ・心の健康に関する相談 ・こころと命を守るパネル展 3月、9月実施 ・その他啓発 通年	・ゲートキーパー養成講座:1回 21人(鳥取市職員向け) ・心の健康や自死予防に関する研修会の開催:1回 33人 ・心の健康に関する相談:集計中 ・こころと命を守るパネル展:3月、9月、10月実施 ・その他啓発 通年	☆☆☆	特になし	・ゲートキーパー養成講座の開催 ・心の健康や自死予防に関する研修会の開催 ・心の健康に関する相談 ・こころと命を守るパネル展 3月、9月実施 ・その他啓発 通年	継続	自死にかかわる人の人権問題(2)
<b>鳥取市地域福祉推進計画(第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画)</b>											
出所者	45	更生保護団体補助金	地域福祉課	保護司会、更生保護観察協会及び更生保護給産会の社会福祉団体の更生保護活動又は奉仕活動を支援し、社会福祉の増進を図る。	犯罪・非行予防事業、更生保護事業等の更生保護活動を行っている関係団体に補助金を交付することにより、更生保護事業の充実を図ります。	鳥取保護区保護司会 560,000円 鳥取県更生保護給産会 運営補助 22,950円 建て替えに係る助成金 10,000,000円 鳥取県更生保護観察協会 42,500円	☆☆☆	犯罪を犯した者と社会とを繋げ、再犯を防止し、誰もが安心して安心して暮らせるよう、今後も再犯防止に取り組む団体の支援に努める。	犯罪・非行予防事業、更生保護事業等の更生保護活動を行っている関係団体に補助金を交付することにより、更生保護事業の充実を図ります。	継続	刑を終えて出所した人の人権問題(2)
生活困窮	46	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	中央人権福祉センター	・中央人権福祉センター内にパーソナルサポートセンターを設置し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援を実施する。	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 ・学習支援事業	・中央人権福祉センター(パーソナルサポートセンター)において、生活困窮者への自立相談支援を実施した。 ・新規相談者数334人/年	☆☆☆	相談者に寄り添い、自立に向けた支援を実施する。	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 ・学習支援事業 ・一時生活支援	継続	非正規雇用等による生活困窮者の人権問題(2)
生活困窮	47	生活困窮者自立支援事業(就労支援相談事業)	生活福祉課	生活保護受給者に対しての就労支援、生活保護受給世帯の児童生徒に対し学習支援を行う。	・就労支援事業(就労自立促進事業・就労準備支援事業) ・子どもの学習支援事業	・被保護者就労準備支援事業 事業参加者数 延べ228名(暫定値) うち就労に結び付いた人数延べ70名(暫定値) ・子どもの学習支援事業	☆☆☆	被保護者の自立に向け、就労や学習への意欲を高めていく必要がある。	・被保護者就労準備支援事業への参加者239名 ・子どもの学習支援事業への参加者15人	継続	非正規雇用等による生活困窮者の人権問題(2)
生活困窮	48	職業紹介事業	経済・雇用戦略課	職業安定法に基づき職業紹介事業者として専任の雇用アドバイザーを配置した鳥取市無料職業紹介所を設置し、求職者に対する相談受付や職業紹介など、きめ細やかな支援を行う。	・キャリアコンサルタント(国家資格)を有する雇用アドバイザーを新たに1名配置することにより、求職者に対する相談受付や職業紹介を行うとともに職業能力の開発や向上を支援する。	・キャリアコンサルタント(国家資格)を有する雇用アドバイザーを新たに1名配置し、求職者に対する相談受付や職業紹介を行うとともに職業能力の開発や向上を支援した。 就職者数 6人 求職登録者数 27人	☆☆☆		・働き方・キャリア支援員1名を配置することにより、求職者をデータベース登録・管理しながら、求職者の就労相談や企業とのマッチング支援、求人企業の新規開拓などを実施する。	継続	非正規雇用等による生活困窮者の人権問題(2)

分野	事業番号	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和4年度事業内容	令和4年度事業実績	事業進捗	今後の課題(進捗が遅れた場合理由も)	令和5年度事業計画	事業継続(選択)	さまざまな人権問題(2)施策の推進方針
その他											
性的マイノリティ	49	LGBTコミュニティスペース	中央人権福祉センター	性的マイノリティの人やその家族等の居場所づくり・交流を目的に開設するもの。本を読む・雑談・悩みの相談など過ごし方は自由としている。	月1回程度開設する。開催場所は申し込み後に申込者のみにお知らせする。	・性的マイノリティの人やその家族等の居場所づくり・交流を目的に実施した。 ・実施回数9回/年 のべ参加者48人	☆☆☆	・当事者が参加しやすい場づくりと周知の拡大に努める。	月1回程度開設する。開催場所は申し込み後に申込者のみにお知らせする。	継続	性的マイノリティの人権問題(2)
インターネット	50	人権教育推進事業(情報モラル教育推進事業)	総合教育センター	市立小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。	市立小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。	児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行った。(開催回数20回)	☆☆☆	1人1台端末の活用等メディア機器が身近になったことで、本事業のニーズは高まっている。学校の希望に応じて実施しているが、実施する学校には偏りがある。今後、実態に応じてより情報モラル・デジタルリテラシー教育が図られるよう啓発に努めたい。	市立小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。	継続	子どもの人権問題(2)⑦
インターネット	51	インターネットモニタリング事業	人権推進課	インターネット上の悪質な人権侵害事案を発見し、国・県、関係機関と連携しながら適切な対応を行う。	インターネット上の部落差別を含む差別事象の実態を把握し、対応策の検討、削除要請に取り組む。	・ネットモニタリングによりインターネット上の部落差別やコロナ差別等の書き込みを検索し、差別を助長する投稿は削除依頼を行った。	☆☆☆		インターネット上の部落差別を含む差別事象の実態把握、削除要請に取り組む。	継続	インターネットにおける人権問題(2)②